

議案第 6 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表選挙長の項中「10, 600」を「10, 800」に改め、同表投票管理者の項中「12, 600」を「12, 800」に、「11, 100」を「11, 300」に改め、同表開票管理者の項中「10, 600」を「10, 800」に改め、同表選挙立会人の項中「8, 800」を「8, 900」に改め、同表投票立会人の項中「10, 700」を「10, 900」に、「9, 500」を「9, 600」に改め、同表開票立会人の項中「8, 800」を「8, 900」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙から適用し、この条例の施行の前日にその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

令和 2 年 2 月 21 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に鑑み、選挙長等の報酬の額を改定したいので、この案を提出するものである。